



光回線サービスのエリア拡大

旧長島町地区で開始

5月20日から本町の「高速光通信サービス(光回線サービス)」エリアが拡大されます。対象エリアは旧長島町地区の下山野地区、城川内地区、指江地区、蔵之元地区、平尾地区です。

光回線サービスに加入すると、既存のASDLやISDNと比較し、インターネットを快適に利用できます。

※光回線サービスは対象エリア全てをカバーするものではありません。一部未提供の地区もありますので、ご了承ください。

問い合わせ先
役場企画財政課電算係
☎(86)1134[直通]

悪質な勧誘に注意!

光回線サービスの提供開始に伴い、町職員や通信会社の社員を装った、工事費や通信費が安くなるなどの虚偽の説明で強引に契約を迫るような勧誘が発生する可能性があります。

このような場合、販売会社名や社員証、連絡先電話番号などを注意して、確認ください。



万が一契約してしまった場合でも、契約書面の交付から8日以内は電気通事業者の合意がなくても契約を解除できます。ただし、事務手数料などの支払いが発生します。

お困りの際は、相談ください。

問い合わせ先
役場水産商工課消費者行政相談係
☎(86)1137[直通]

軽自動車税の減免が継続されます

軽自動車税(種別割)

町では、身体障害者などのために使用される軽自動車について、軽自動車税(種別割)の減免を行っています。

令和元年度に減免を受けたかたはその内容に変更がない場合、減免が継続されますので、申請の必要はありません。

運転免許証の返納や運転者名の変更、車の買い替えなど申請内容に変更がある場合は再申請が必要です。

新規に申請をされるかた、または申請内容に変更があるかたは、次のとおり申請をお願いします。

問い合わせ先
役場税務課軽自動車税係
☎(86)1172[直通]

○必要書類

- ① 軽自動車税納付書
または口座振替用納税通知書(新規申請のかた)
- ② 障害者手帳
- ③ マイナンバーカード
(通知カードでも可)
- ④ 印鑑
- ⑤ 運転免許証
- ⑥ 車検証(車検のない原付・小型特殊自動車を除く)

○提出先

- ・ 役場税務課軽自動車税係
- ・ 指江庁舎総合管理課

○申請期限
6月1日(月)

